

COVID-19: 支配構造の側面から見る経営陣の危機 管理と対応

最近、全世界において新型コロナウイルス感染症(以下「COVID-19」という。)が広範囲に拡散(いわゆる「コロナショック」)し、それによって対内外的に多大な経済危機が発生しており、規模や業種を問わず、大多数の企業が深刻な経営困難に陥っています。

このような状況において、各企業の経営陣は、コロナショックによる被害を最小限に抑え、企業が継続して事業を営めるよう様々な自救策を講じています。しかしながら、韓国社会と経済に前例のない否定的な影響を与えているCOVID-19が早期終息となる可能性は低く、それによる不確実性が日増しに増大するなかで、経営陣がコロナショックに対応し適切に危機管理を行い、効率的な計画を樹立して事業継続しながら、企業を運営するにあたり更なる慎重な考慮と集中的な努力が求められています。

これにつき、下記においては、主に支配構造の観点から会社(以下、株式会社を前提とする。)の経営陣が、法律的に考慮し対応すべき項目等に関して、簡単に検討してアドバイスを提供させていただきます。

1. 会社の機関・組織の構成・運営の側面

- 会社の様々な重要懸案と課題を適時に議論・決定するためには、株主総会、取締役会(取締役会における委員会を含む。)のような会社の主要機関と業務遂行組織の維持やスムーズな運営が必須事項となります。ところが、コロナショックにより会社の機関と組織の構成に不備があったり、その運営に支障をきたす可能性が常に存在しているため、経営陣の立場においては、事前にこれと

関連するリスクを把握し、適切な対応策を講じる必要があります。

- まず、株主総会に関連し、COVID-19によって株主らの株主総会への出席が低迷しており、株主総会における案件の承認が難しくなる状況の発生を防ぐために、経営陣の立場では、定款の改正を通じた書面投票制度の導入や電子投票制の採用等、様々な対応措置を設けることを慎重に考慮する必要がありますと言えます。
- 次に、商法と金融会社の支配構造に関する法律等の関係法令において、会社の規模、類型と上場の状態等に応じ、取締役会、監査委員会、社外取締役、常勤監査役等の主要機関の構成と運営に対する規制が課されており、当該規制を遵守できない場合、会社に一定の制裁が賦課されることがあります。万が一、コロナショックによって社外取締役等の一部の登記役員に緊急の事態が発生する場合、会社機関の正常な活動が困難になることは勿論のこと、会社がそのような規制を遵守できないなどのリスクが生じます。これにより、経営陣の立場においては、事前に上記のような場合の法的問題点を熟知し、適切な対処法を講じておく必要があると言えます。
- また、突然の事情により、会社内部の意思決定と職務遂行に支障をもたらさないよう、経営陣はあらかじめ、定款と取締役会規定等の会社の各種内部規定において事故と権限の委任に関する条項を整備し、電話会議等の遠隔通信手段を通じて会議を進める方案も考慮する必要があります。ただし、関係法令において「対面」型の会議が要求される事案もあり得ることに留意しなければなりません。
- 一方、会社の役職員に対し、ストック・オプションと成果報酬等の会社の株価、事業実績等の一定の経営指標に応じて各種インセンティブが与えられるケースが多数存在するものの、コロナショックにより急激な株価の下落や事業実績の悪化が生じる場合、従前インセンティブの内容に関する調整を行い、将来付与されるインセンティブの補完が必要になってくると言えます。ところが、そのような調整や補完のためには、関係法令と会社の内部規定およびインセンティブ関連の契約による規制と手続きに従わなければならないものであるため、会社経営陣の立場としては、当該規制と手続きの遵守に留意すべきであると言えます。

2. 企業の財務管理の側面

- 会社の中間・四半期(分期)配当または上場会社の取引所における自己株式の取得は、全て商法に基づき算定される配当可能利益の範囲で可能であるものの、コロナショックの長期化により会社の財務構造が悪化するものと予想される場合、経営陣の立場では、配当または自己株式の取得において慎重を期する必要があります。これは、配当可能利益の算定において未実現利益の範

困等により不確実性が生じ得ること、および万が一急激な財務構造の悪化が生じ、中間・四半期配当や自己株式の取得が行われる当該決算期の貸借対照表上の純資産額が相当減少し、直前の決算期の貸借対照表上の純資産額から配当可能利益を控除した金額に達していないにもかかわらず、会社が中間・四半期配当または自己株式の取得を実行する場合、賛成した取締役らは、会社に対して連帯してその差額を賠償する責任を負うことになることに照らし合わせてみると、重ねて慎重になるべきであると言えます。

- 万が一、コロナショックによって系列会社間において緊急な資金支援または資金調達がなされる場合、資金を提供する会社の経営陣の立場としては、上場会社の利害関係者に対する信用供与の制限および公正取引法に基づく不当支援行為の禁止等の関係法令上の規制遵守に注意する必要があります。

3. 公示の側面

- 資本市場法に基づき事業報告書等の定期報告書を提出しなければならない会社の経営陣は、コロナショックによって事業報告書等の定期報告書の提出が遅れないように留意する必要があります。
- また、資本市場法、取引所の公示規定または公正取引法による公示義務を負う会社の経営陣の立場としては、コロナショックに関連する会社の財務情報とその他の投資家へ知らせる必要がある事項についての公示が、関係法令を遵守して行われるように慎重を期すべきであると言えます。

4. 経営陣の危機管理と注意義務

- 会社経営陣の立場では、前述した事項らとともに、コロナショックによる各種法令と制度の変更事項を随時把握し、それに合わせて迅速な対応措置と経営計画を樹立して実行する必要があります。
- 経営陣が会社の円滑な経営と持続的な事業遂行のために諸般の法的リスク等を管理し、効果的な対応措置をとることは、会社にとってベストな利益追求を行う注意義務を負う経営陣における当然の責務であると言えます。

上記の内容につき、ご質問等がございましたら、下記の連絡先までご連絡ください。より詳細な内容について対応させていただきます。

Contacts

[日本チーム]

☎ +82-2-316-4114

✉ jpg@shinkim.com

[アドバイス部門]



宋昌炫
Partner

☎ +82-2-316-4010

✉ chsong@shinkim.com



金秉台
Partner

☎ +82-2-316-4038

✉ btkim@shinkim.com



白湘尾
Partner

☎ +82-2-316-4226

✉ smbaek@shinkim.com

SHIN & KIM 法務法人(有) 世宗

The content and opinions expressed within Shin & Kim LLC's newsletter are provided for general informational purposes only and should not be considered as rendering of legal advice for any specific matter.